

令和3年1月8日

**新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言への
弊社対応について（お知らせ）**

株式会社 J A 設計

平素より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼申し上げます。

株式会社 J A 設計では、令和3年1月7日に政府より発出された首都圏4都県を対象とした「緊急事態宣言」を受け、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を強化いたします。

お客様、関係各位におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜わりますよう、お願い申し上げます。

なお、感染拡大の状況次第で適宜、取組み内容の見直しを行ってまいります。

【取組内容】

○従業員の在宅勤務（取組強化）

各従業員の在宅勤務率6割を目標として在宅勤務を強化いたします。

○営業時間の短縮（取組継続）

混雑する通勤時間帯を避けるため、原則、10時30分から16時30分を営業時間といたします。

○出張等の対応（取組継続）

お客様、関係各位とのお打合せや弊社従業員の出張対応への制限は設けません。ご意向を確認の上、対応いたします。

○期 間 令和3年1月8日（金）から当面の間

※在宅勤務の強化および営業時間の短縮により、弊社事務所への外線電話につきましては、おかけいただいても対応できない場合がありますので、各担当者の「携帯電話」または「メール」へのご連絡をお願いいたします。

以上